⑯　⑺により整理された非ネットワーク一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　⑾から⒀までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、⑾から⒀までで整理された特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　⑾から⒀までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、⑾から⒀までで整理された非特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　一般需要部門

⑰　⑷、⑺及び⑻により整理された離島供給費用を一般需要部門の欄に整理すること。

7．上記までにより各部門に整理された電気事業収益、電気事業費用、電気事業外収益及び電気事業外費用を、次の式により税引前当期純利益又は純損失に整理すること。

電気事業収益－電気事業費用＋電気事業外収益－電気事業外費用

8．法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、7．により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

9．7．により各部門ごとに整理された税引前当期純利益又は純損失から、8．により各部門ごとに整理された法人税を控除した額を当期純利益又は純損失の各部門ごとの欄に整理すること。

別表第2（第6条関係）

沖縄電力に係る部門別収支配分基準

1．事業に係る収益及び費用を、次の方法により、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部門に配分することにより整理すること。

2．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。）、火力発電費（火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。）、原子力発電費（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。）、新エネルギー等発電費（新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。）、地帯間購入電力料、他社購入電力料、送電費（発電所内に存する送電設備に係る電気事業営業費用を含む。）、変電費（発電所内に存する変電設備に係る電気事業営業費用を含む。）、配電費（発電所内に存する配電設備に係る電気事業営業費用を含む。）、販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理すること。この際、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る電気事業営業費用については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に整理すること。

3．2．により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

⑴　次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

営業収益
　電気事業営業収益
　　電灯料（非特定需要に係るもの及び離島供給に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）　一般需要部門
　　電灯料（再エネ特措法賦課金に限る。）　特定需要・一般需要外部門
　　電力料（非特定需要に係るもの及び離島供給に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）　一般需要部門
　　電力料（再エネ特措法賦課金に限る。）　特定需要・一般需要外部門
　　他社販売電力料
　　　他社使用済燃料再処理等準備料　特定需要・一般需要外部門
　　託送収益
　　　接続供給託送収益　一般需要部門
　　再エネ特措法交付金　特定需要・一般需要外部門
　　貸付設備収益　特定需要・一般需要外部門
　附帯事業営業収益　特定需要・一般需要外部門
営業費用
　電気事業営業費用
　　原子力発電費
　　　使用済燃料再処理等準備費　特定需要・一般需要外部門
　　　原子力損害賠償資金補助法特別負担金　特定需要・一般需要外部門
　　　原賠・廃炉等支援機構特別負担金　特定需要・一般需要外部門
　　他社購入電力料
　　　他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額に限る。）　特定需要・一般需要外部門
　　　他社使用済燃料再処理等準備費　特定需要・一般需要外部門
　　休止設備費　特定需要・一般需要外部門
　　貸付設備費　特定需要・一般需要外部門
　　再エネ特措法納付金　特定需要・一般需要外部門
　附帯事業営業費用　特定需要・一般需要外部門
営業外収益
　事業外収益　特定需要・一般需要外部門
営業外費用
　財務費用
　　附帯事業財務費用　特定需要・一般需要外部門
　事業外費用　特定需要・一般需要外部門
渇水準備金引当又は取崩し
　渇水準備金引当　特定需要部門
　渇水準備引当金取崩し（貸方）　特定需要部門
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し
　原子力発電工事償却準備金引当　特定需要・一般需要外部門
　原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）　特定需要・一般需要外部門
特別利益　特定需要・一般需要外部門
特別損失　特定需要・一般需要外部門
法人税等
　法人税等
　　事業税　特定需要・一般需要外部門

⑵　次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益
　電気事業営業収益
　　託送収益
　　　その他託送収益　料金収入比
　　電気事業雑収益　料金収入比